

仕 様 書

1. 業 務 名 称 二段式駐車装置（パーキングW）保守点検業務委託

2. 業務実施場所

- (1) 枚方寝屋川消防組合消防本部 枚方市新町1丁目7番11号
- (2) 枚方消防署本署 枚方市大垣内町2丁目10番22号

3. 業務実施期間 令和8年11月1日から令和11年9月30日まで

4. 対 象 機 器

- (1) 枚方寝屋川消防組合消防本部：パーキングダブル ニュー・グレスト N G P - 50 4基
- (2) 枚方消防署本署：二段式駐車装置 S L - N - 2 3 型（単純2段式） 2基

5. 業 務 内 容

二段式駐車装置（以下「対象物件」という。）が、常に安全且つ良好な機能で正常に稼動するよう次のとおり保守点検を行うこと。

- (1) 定期点検（年4回）※ 点検項目は別項による。
- (2) 故障等の不具合・異常発生時の技術員派遣による対応
 - ※ 対象物件に不具合などの異常が生じたときは、速やかに（年中無休 24 時間対応）特別点検を行い正常復旧させるものとし、一次対応については無償とする。

6. 点 検 内 容

(1) 実施範囲

- ① 対象物件本体及び機器の点検
- ② 対象物件に関連する電機機器の点検
- ③ 給脂、給油作業
- ④ 機械、電動機器、制御装置等の給油並びに調整
- ⑤ 一般清掃作業

(2) 実施範囲外

- ① 建築物関係（基礎、土間、内外壁、フェンス、屋根、建具等一切）
- ② 設備関係（場内照明、給排水、給排気等）
- ③ 消火設備関係

7. 実施及び報告

- (1) 点検整備は、原則として通常勤務日及び就業時間中に行うものとする。
- (2) 実施報告は、別紙の点検報告書に基づき点検実施ごとに報告を行い当組合の承認を得ること。

8. 保 守 部 品 等

(1) 保守業者負担部品等

- ① 点検に必要な消耗品（グリース、マシン油、ウエス類一式等）
- ② 軽微な消耗部品（ヒューズ類、ボルト、ナット、ピン等）交換等に要する経費を含み、保守業者負担とする。

(2) 有償部品等

上記(1)以外の機械部品（歯車、軸受、ブッシュ、ローラー、ライニング等）電装部品（リレー、リミットスイッチ、電線類）の取替え、機械の分解、修理を行う場合、その他塗装関係、構造変更工事に要する費用

(3) 契約外項目（契約内消耗部品以外の部品交換修理、消火設備の保守点検、排水ポンプピット及びポンプ本体の保守点検、照明機器関係部品、建築関連部分の手直し工事、意匠関係部分、途中の仕様

変更によるもの、管理上の過失によるもの、天災及び不可抗力によるもの、機器各部の機能上障害のある部分を除く部分の清掃) で作業を行った場合、並びに取扱不備によるトラブルに対応した場合。

9. 対象物件の使用停止

消防組合は点検整備期間中、原則として対象物件を使用しないものとし、点検業者はその間に生ずる自動車の保管費及び営業補償等については、その責を負わないものとする。

10. 責 任

派遣技術者が対象物件において行う業務上の行為及び派遣技術者の業務上死傷または事故については保守業者の責任とする。なお、消防組合はその期間中、安全保持のため、対象物件に手を触れないものとし、その期間中、消防組合あるいは消防組合にかかる者が対象物件において、業務上死傷または事故を起こしたときは、保守業者はその責を負わないものとする。

11. 保 険 契 約

保守業者は本契約の有効期間中(契約が変更された場合を含む)、本契約上の義務の履行にともない、発生することあるべき損害賠償責任を担保するため、本契約期間中を保険期間とする損害賠償責任保険(駐車場管理者賠償責任保険は含まない)に加入すること。

12. 支 払 方 法

部分払 11 回及び完了払